

(追加情報) 【外国人に対する入国制限措置】 ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2021年4月30日

◎以前領事メールでお知らせした、ブラジルの入国制限措置に関連して、ブラジル政府より、PCR検査陰性証明書は電子データ（メール、PDF、検査機関のウェブサイト）で提示しても差し支えないとの情報を入手しました。

◎ただし、出発地の空港職員によっては、検査証明書の原本又は印刷された検査証明書の提示を要求される可能性もあります。紙媒体で入手可能な場合には、念のためご用意いただくことを推奨いたします。

（ブラジルの入国制限措置）

https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00287.html

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp